

令和 6 年 3 月 1 日

「令和 4 年度特別用途食品（特定保健用食品を除く。）に係る栄養成分等、特定保健用食品に係る関与成分及び機能性表示食品に係る機能性関与成分に関する検証事業（買上調査）」の調査結果について

令和 4 年度の本事業の実施結果と対応について以下のとおり公表します。
今回の実施結果も踏まえ、標記食品表示制度の適正な運営を図ってまいります。

1. 分析試験の結果概要

調査対象 119 品について関与成分等の分析試験を実施した結果、概ね許可等申請又は届出の際に提出された資料（以下「申請等資料」という。）の記載どおりであることが確認されたが、機能性表示食品 2 品について、申請等資料に記載された含有量を下回る結果となった（表参照）。

（表）関与成分等の含有量が申請等資料の記載どおりと確認できたもの（単位：％）

特別用途食品	特定保健用食品	機能性表示食品
100 (n=2)	100 (n=14)	98.1 (n=103)

注：括弧内（n＝）は調査対象数

2. 申請等資料の記載と異なる事案の原因分析と対応

1. の 2 品の原因究明の結果と対応は以下のとおり。

① 事案 1：

申請等資料に記載されていた分析方法では、機能性関与成分を正確に測定できない可能性のあることが判明した。届出者による見直し後の分析方法によって当該製品を再測定したところ、当該届出に係る製品中の機能性関与成分の含有量は申請等資料の記載どおりとなることが確認された。この結果を踏まえ、当該届出者は、見直し後の分析方法を届出内容とする旨の変更届出を行った。

② 事案 2：

機能性関与成分を含む原材料を十分配合していたものの、機能性関与成分の減衰を見越した品質管理が行われていなかったため、賞味期限内の機能性関与成分量を担保できず、申請等資料に記載された含有量を下回る分析結果となったことが判明した。この結果を踏まえ、当該届出者は、当該製品の販売を中止し、届出を撤回した。

※なお、上記事案の分析結果は、食品表示基準違反の被疑情報として取扱い、食品表示法第 6 条の規定による指示等を行う事案と判断する場合は、同法第 7 条の規定に基づき、事案に係る製品名を含め、事案内容を公表することとする。

（参考）買上調査について

本事業は、標記食品表示制度に基づき許可等又は届出されて現に市場に流通している食品を買い上げ、申請等資料に記載された分析方法に則って分析試験を実施するものです。これは、当該製品中の成分の含有量の分析・検証を行うことを通じ、申請等を行う事業者の品質管理の質向上を図るとともに適正な表示による消費者への情報提供がなされることを目的として実施しています。

＜問合せ先＞

消費者庁 食品表示企画課 保健表示室

電 話：０３－３５０７－９２２０（直通）

FAX：０３－３５０７－９２９２

担 当：西尾、原、正木、挽地